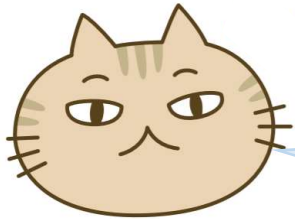


3階部分 = 企業年金について…⑤

今回は、20年以上働いていて
定年退職した場合の話なんだよね？

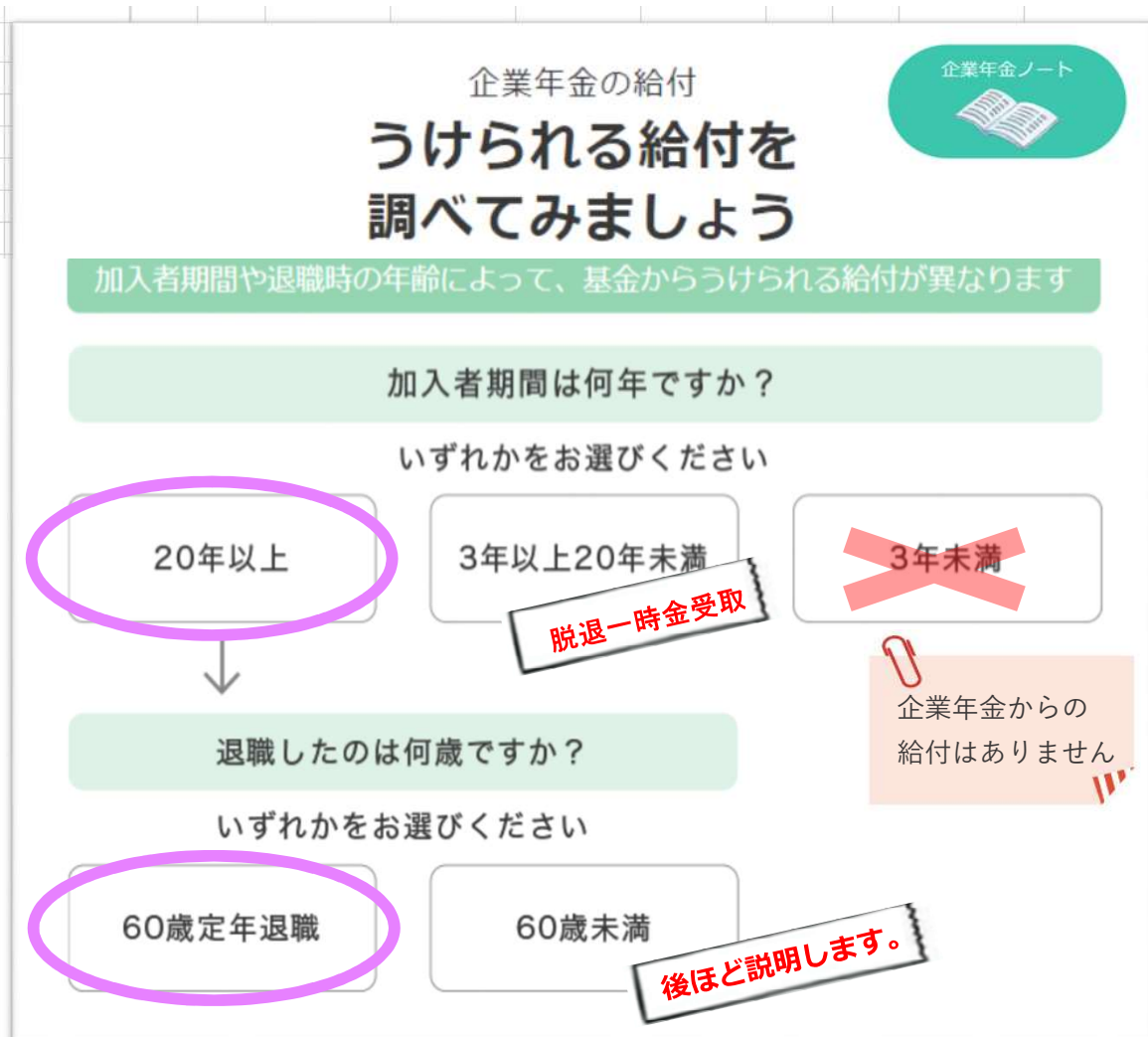


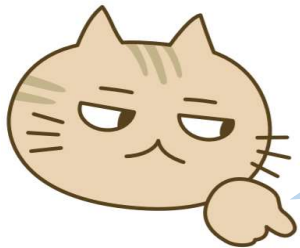
そう！企業年金の一番重要でありがたい部分。
老後の生活にすごく大事なお金、「年金」についての話だからね。

『老齢給付金』ってどんな仕組み？

老齢給付金（終身年金）

- ・加入者期間が20年以上ある加入者が退職し60歳になったとき。





前回からのフローチャートにある『60歳定年退職』についてここから内容を見ていくよ。これも「企業年金ノート」に掲載されているから確認してみてね。

Type1

加入者期間20年以上・60歳で定年退職

第1標準年金



第2標準年金



第1・第2標準年金

他制度へ移す（ポータビリティ）

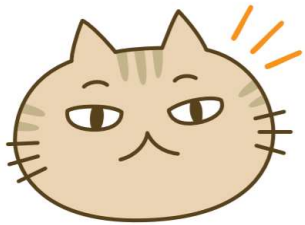
20年以上の加入者期間のある加入者は、60歳で退職すると、その翌月から老齢給付金（以下、年金）をうけます。

年金には、第1標準年金と第2標準年金があり、20年保証期間付終身年金です。（保証期間中に亡くなったときは、遺族に残った保証期間の年金を一時金で支払います。）第2標準年金については、支払開始後20年経過すると金額が50%に下がります。年金月額は次のとおりです。

また、年金に代えて一時金でうける選択もできます。

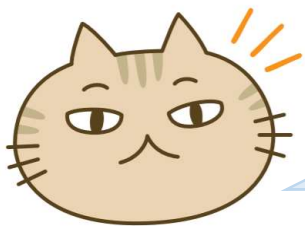
「第一標準年金」と「第二標準年金」？
「年金でうける」と「一時金でうける」？
いろんな受け取りが出来るってこと？





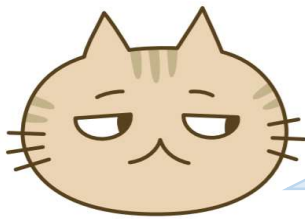
そうそう！すごく大事なところに気が付いたね！！
「企業年金」は二つに分かれていて、それぞれに
取り方を選ぶことができるんだよ。

「年金」と「一時金」の両方選ぶとしたら
自分でもらう金額の割合を決めていいの？



取り方の割合を決めることはできないんだよ。
『第一標準年金』 = 「全額年金」か「全額一時金」のどちらか
『第二標準年金』 = 「全額年金」か「全額一時金」か
「50%年金と50%一時金」のどれかになるね。

自分で割合は決められないんだね…
他にも…定年後すぐにもらえる？先延ばしに
出来る？いろいろわからないことだらけー！



そんなすぐに理解しろとは言っていないよね…
質問には答えていくんだから、ちょっと落ち着こうよ。
次はもう少し詳しく説明するから、ついてきてよ。

今回のまとめ

ノーリツの企業年金は、20年以上働いて定年を迎えた時
受け取り方を、自分のライフプランに合わせて選べるみたい！
わかりにくい部分なので次回で詳しく説明していきまーす♪

次回は、「3階部分=企業年金について… ⑥」をお送りします♪